

AD2-PRO 概要書面

本書面は「特定商取引に関する法律」第37条1項により、交付が義務付けられている書面です。
登録される前に本書面の内容をよくお読みいただき、十分にご理解ください

1. 本書面について

本書面は、株式会社グローバルイノベーション(以下本社)の契約内容を記載した書面です。

本書面に記載してある金額は、特に表記がない限り税込み価格で記載しております。

2. 統括者の概要について

社名:株式会社グローバルイノベーション

所在地:〒060-0042

北海道札幌市中央区大通西9丁目1-1

キタコー大通公園ビル6階

代表取締役:國松 幸雄

連絡先:011-206-0940

3. 会員の活動

- ・ 会員は独立した事業主として当社からスポンサーリング活動を正式に認められた方であり、当社の社員等ではございません。
- ・ 会員は、当社が定めた会員規約に従って活動を行い、ご自身のグループの実績に応じてボーナス(特定利益)を受給することができます。
- ・ 会員は「特定商取引に関する法律」その他関連法律を厳守して会員活動を行うものとする。

4. 会員資格

- (1) 登録資格は18歳以上の一定の資格を有する方で適当と判断した方に限る(※学生不可)
- (2) 以下に該当する方は登録不可とする。
 - ・ 国内に在留資格のない外国籍の方、または在留資格があり日本滞在が1年未満の方
 - ・ 学生、公務員、勤務先規定で二重就業が認められていない方
 - ・ 暴力団、暴力団関係企業、その他全各号に準ずる方
 - ・ 成年被後見人、被保佐人
 - ・ 以前会員登録を行っていて、退会処分を受けた方
 - ・ 会員として適格ではないと当社が判断した方

5. 会員登録について

概要書面を読み、内容を十分にご理解頂いた上でお申込み下さい。尚、登録申込手続きに関しましては必ずご本人が行って下さい。

- (1) WEBサイトにて会員登録を行い、登録費を登録プランに応じて登録から7日以内にお支払い下さい。
 - (2) 会員登録の受付と登録費の入金確認後、会員登録完了通知書と契約書面を登録先住所に郵送にてお送り致します。
- ※ 入金確認が取れない場合に関しましては会員登録が遅れる場合がございます。
- ※ 入金額が不足している場合、不足分の確認がとれるまでボーナスが発生致しません。

6. 契約締結完了日

初回会員登録費入会金額が当社にて確認された日を契約締結完了日と致します。

7. 提供する役務について

AD2-PRO 会員になると、以下のサービスをご利用頂けます。尚、その際に必要な管理画面、ID、パスワードに関しましては、会員登録完了後にメールにてご案内致します。

《教材》

AD2-PRO の利用方法などに関するマニュアル等をご利用頂けます。

《AD2-PRO 運用ツール》

AD2-PRO 運用ツールにて下記のモードをご利用頂けます。

- ・ IPS∞(こちらのモードのみご利用頂けます)

※AD2-PROの利用に関してはシステム起動時のメニュー内『操作説明』『利用規約』を必読して頂きご理解頂いた上でご利用頂くようお願いいたします。

8. 特定負担

会員登録するには、会員登録費のお支払が必要です。尚、毎月のご利用に関しましては別途月額利用料のお支払が必要となります。

■ 会員(代理店)登録費

プラン	呼称	初回登録費(税込)
BP	ビジネスプラン	5.5万円
AG	エージェント	22万円
WAG	ダブルエージェント	55万円
EX	エグゼクティブ	110万円
WEX	ダブルエグゼクティブ	220万円

■ 月額利用料

プラン	呼称	月額利用料(税込)
BP	ビジネスプラン	1.1万円
AG	エージェント	1.65万円
WAG	ダブルエージェント	2.2万円
EX	エグゼクティブ	2.75万円
WEX	ダブルエグゼクティブ	3.3万円

REX(ロイヤルエグゼクティブ)・PEX(プラチナエグゼクティブ)・DEX(ダイヤモンドエグゼクティブ)・∞(インフィニティ)の月額利用料は、上記登録プランの月額利用料に固定となります。

9. お支払い方法

■ 登録費・プラン変更費のお支払方法
次のお支払方法にて、登録完了後 7 日以内にお支払下さい。

ビットコイン払い: 当社指定アドレスにご送金下さい。

※ 送金手数料は会員様のご負担となります。

※ 入金確認が取れない場合は申込キャンセルとさせていただきます。

■ 月額利用料のお支払方法

下記のお支払い方法にて、当月の27日までに翌月分をお支払下さい。

ビットコイン払い: 当社指定アドレスにご送金下さい。

※ 送金手数料は会員様のご負担となります。

※ 月額利用料のご送金が27日以降にご送金頂いた際はご入金確認が出来るまでは翌月1日以降AD2-PROをご利用頂けません。

10. 当社指定送金先アドレス

■ 登録費・プラン変更費・月額利用料:

登録画面・プラン変更画面・月額利用料お支払い通知画面、それぞれの画面より当社指定送金先アドレスに、表示されたビットコインをご送金ください。

ビットコインは現在のレートに換算され表示されます。

11. ボーナスプラン(特定利益)

■ アクティブについて

登録費・月額利用料をお支払頂くことによって、お支払い頂いた対象月がアクティブとなります。

■ 紹介と組織について

会員登録完了後、ユニレベル組織に登録されます。

《ユニレベル組織》

あなたが直接紹介した会員を1レベル、1レベルの会員が紹介した会員を2レベルというような形で構築される組織となります。

■ ステータスについて

毎月1日～末日の実績を基に判定し、判定月、付与月共にアクティブかつ、下記の条件を達成すると判定翌月にステータスが付与されます。

BP ビジネス	BPにて会員登録
AG エージェント	1系列(※全プラン対象)構築
WAG ダブルエージェント	1.WAGにて会員登録 2.2系列内AG各1名構築
EX エグゼクティブ	1.EXにて会員登録 2.2系列内WAG各1名以上合計4名構築
WEX ダブルエグゼクティブ	1.WEXにて会員登録 2.AG・WAG・EXの方が、EX2系列(各1名)の構築

REX ロイヤルエグゼクティブ (組織構築のみ)	1.AG・WAG・EX・WEXの方が、WEX2系列以上かつ4名以上の構築 2.グループ月間月額利用料売上が単月100万円達成
PEX プラチナエグゼクティブ (組織構築のみ)	1.AG・WAG・EX・WEX・REXの方が、REX3系列以上かつ3名以上の構築 2.グループ月間月額利用料売上2ヶ月連月500万円達成
DEX ダイヤモンドエグゼクティブ (組織構築のみ)	1.AG・WAG・EX・WEX・REX・PEXの方が、REX2系列以上かつ2名以上と、PEX2系列以上かつ2名以上、合計4系列以上の構築 2.グループ月間月額利用料売上2ヶ月連月1000万円達成
∞ インフィニティ (組織構築のみ)	1.AG・WAG・EX・WEX・REX・DEXの方が、PEX4系列以上かつ4名以上の構築 2.グループ月間月額利用料売上連月1500万円達成

※ステータスアップする場合は、条件達成月と翌月に月を跨いだ時点が、共にアクティブである必要があります。

※自身より下部のメンバーに退会者が発生し、既に獲得されたステータス条件を満たすことが出来なくなった場合、ステータスの降格となる場合があります。

■ ボーナスについて

判定月、お支払月共にアクティブの場合、下記の3種類のボーナスをお支払致します。

(1)ユニレベルボーナス

紹介頂いた新規代理店の初回登録費に対し、ご自身のステータスに応じたボーナスを取得出来ます。ボーナスに関しては初回登録費(税抜)に対し下表の%が発生致します。

レベル	ステータス	
	AG・WAG	EX 以上
1	10 %	10 %
2	5 %	5 %
3	4 %	4 %
4	3 %	3 %
5	2 %	2 %
6	1 %	2 %
7	1 %	2 %
8	1 %	2 %
9	1 %	2 %
10	1 %	2 %

※ステータスが PEX 以上の方限定で、ご自身のユニレベルの系列単位で組織に 1 人 PEX の方が発生するまで 11 レベル以降無制限で 2% のボーナスが支払われます。

(2) ステータスボーナス

ご自身の組織の月額利用料売上(税抜)より、ご自身のステータスに応じて下表の%にて還元いたします。

①:ステータスが PEX 以上の方は、12 レベル以降 2% 無制限で還元されますが、ご自身の各系列単位で PEX の方が 1 名出た場合は各 1% ずつ無制限となり、2 名になった時点で 12 レベル以降の還元はなくなります。

②:ステータスが DEX 以上の方は、12 レベル以降 2% 無制限で還元されますが、ご自身の各系列単位で DEX の方が 1 名出た場合は各 1% ずつ無制限となり、2 名になった時点で 12 レベル以降の還元はなくなります。

③:ステータスが ∞ の方は、上記 ①・②に加え AD2-PRO 会員全体の月額利用料総売上(税抜)の合計 3% を ∞ ステータス獲得者人数で均等に分配して支払われます。

レベル	ステータス								
	AG	WAG	EX	WEX	REX	PEX	DEX	∞	
1	10 %								
2	2 %								
3	2 %								
4		2 %							
5		2 %							
6			3 %						
7			3 %						
8				4 %					
9				4 %					
10				4 %					
11				4 %					
12~						①	②	③	

(3) アッパーボーナス

ご自身のステータスに応じて下記の条件を達成した月に関しましては別途営業活動費としてボーナス支給致します。

※アッパーボーナス受取に関しては、当社面談が必須となります。

※営業活動としての支給となりますので AD2 以外での MLM にてビジネス活動されている方や、当社が不適当・不利益と認めた場合は受取権利が剥奪となります。

PEX	条件: 月間月額利用料売上 500 万円達成 ボーナス: 30 万円支給
DEX	条件: 月間月額利用料売上 1000 万円達成 ボーナス: 100 万円支給
∞	条件: 月間月額利用料売上 1500 万円達成 ボーナス: 300 万円支給

■ ボーナス支払概要

ボーナスから振込事務手数料を差し引いた金額をお振込致します。

支払日	末日締め、翌月末日払い (金融機関休業日の際は翌営業日)
支払い方法	登録口座へお振込
最低支払額	5,000 円 ※5,000 円未満は翌月に繰越
振込事務手数料	880 円
ボーナスお支払条件	ご自身のアカウントがボーナス判定月と支払日の時点でアクティブであること

12. コマンド数

AD2-PRO 運用のシステムツールにて、IPS∞モードを利用するには、システム内でコマンド数を消費し、取引を行います。

■ コマンド数付与項目

(1) 各登録プラン・ステータス毎に下記コマンド数が毎月付与されます。

BP: 10 コマンド
AG: 100 コマンド
WAG: 250 コマンド
EX: 500 コマンド
WEX: 1000 コマンド
REX: 1500 コマンド
PEX: 3000 コマンド
DEX: 5000 コマンド
∞: 無制限

※付与されたコマンド数が月内で使いきれず余った場合、翌月に繰越すことはありません。

(2) 登録時の月額利用料無料期間中に暗号資産取引所の API 接続を 2 か所以上した方に限り、月額利用料発生月より 2 か月間、200 コマンド付与されます。

(3) コマンドボーナス

ご紹介された方のプランにより、ご自身から 3 レベルまで登録された方のプランによるコマンド数の一律 10% を初回登録された方の分に限り、下記の通り付与されます。

AG: 10 コマンド
WAG: 25 コマンド
EX: 50 コマンド
WEX: 100 コマンド

※途中ステータスアップ分は対象外となります。

※一度追加されたコマンド数は、毎月 1 日に永続的に配布されます。

(4) ACPOによるポイント追加
13 項 ACPO 利用項目(2)によるコマンド数追加。

13. ACPO

ACPO とは AD2-PRO 会員様の様々活動によって付与されるポイントで、ご自身のアカウントの利用料割引や条件アップなどに活用できるポイントプログラムとなります。

■ ACPO 付与項目

(1)初回登録時

初回登録に限り、登録頂いたプランに応じて付与されます。

BP 無し
AG 無し
WAG 200P
EX 450P
WEX 1000P

(2)新規紹介者登録

全ての新規登録プランに対し、下記ポイントが付与されます。

1 レベル: 200P
2 レベル: 50P
3~5 レベル: 20P
6~10 レベル: 10P

(3)月額利用料支払い

月額利用料を 2 ヶ月連月でお支払いされた際、下記ポイントが付与されます。

20P/月

(4)各種セミナー利用

公式開催のセミナー/勉強会をご利用頂いた際、下記ポイントが付与されます

- ・セミナーに参加 10P/回(1 日上限 20Pまで)
- ・セミナーに新規動員 5P/人(同一者1回のみ)
- ・新規登録者勉強会参加 10P/回(本登録から 3 ヶ月間のみ)

■ ACPO 利用項目

(1)月額利用料割引(永続)

100P ご利用毎に 500 円割引。

※最大月額 5000 円(税抜き)までの引下げが可能。

(2)コマンド数の追加(永続)

100Pご利用毎にコマンド数 20 コマンド追加。

※ご利用上限はありません。

(3)ボーナス還元率UP(ご利用月のみ)

100Pご利用毎に翌月のボーナス受取額に対し 1%プラスして還元。

※最大月 2000Pまでの利用が可能(20%還元)。

14. 商品説明、及び注意事項

①暗号資産は法定通貨ではありません。インターネット上でやりとりされる電子データです。特定の者によりその

価値を保証されているものではありません。また、暗号資産は、必ずしも裏付けとなる資産を持つものではありません。

②暗号資産関連取引は、元本を保証するものでなく、取引対象である暗号資産等の価格変動により損失が生じることがあります。暗号資産の価格は、需給バランスの変化や、物価、法定通貨、他の市場の動向、天災地変、戦争、政変、法令・規制の変更、暗号資産に係る状況の変化、その他の予期せぬ事象や特殊な事象等による影響により、市況が急激に変動、下落する可能性があります。価格がゼロとなる可能性があります。

③電子認証に用いられる秘密鍵もしくはパスワードを失った場合、保有する暗号資産に一切アクセスできなくなり、その価値を失う可能性があります。また、これらが第三者に悪用された場合、お客様に損失が生じる可能性があります。

④暗号資産は電子的に記録され、その移転はネットワーク上で行われます。暗号資産関連取引は十分な取引確認(ブロックチェーンにおける取引の認証)が取れるまで一定時間保留状態が続きます。また、移転の過程で重大な問題が発生した場合、暗号資産が消失する恐れがあります。そのほか、サイバー攻撃等により暗号資産が消失したり、価値が減少するリスクがあります。

⑤当社またはお客様ご自身の通信・システム機器の故障、通信障害等その他の原因により、電子取引システムを利用できない状況が起こる可能性があります。処理の遅延や、注文の発注、執行および取消し等が行えない可能性があります。また、システムメンテナンス等の実施中は、暗号資産関連取引およびこれに付随する依頼の受託を行うことができませんが、その間に市場価格が大きく変動するリスクがあります。

⑥暗号資産関連取引を開始する場合や継続して行う場合には、取引の仕組みやリスクについて十分にご理解いただき、お客様の資力、取引経験及び取引目的に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任においてお取引いただくようお願いいたします。

⑦当システムは暗号資産全体の枚数を増やすことを目的としたシステムとなりますので、法定通貨や一定の通貨のみの枚数を増やす目的ではございません。

⑧コマンド数とは、実際の取引や処理がプログラム上で行われた際消費されますが、取引は市況に左右されますので必ずしもコマンドが消費されるものではなく、また付与されたコマンド数分消費されることを保証するものではありません。

⑨システム利用における取引所の選択に関しましては、必ずお住まいの国の法令に遵守した上で、ご自身の責任の元、選択しご利用下さい。

またそれらの選択におけるトラブルに関しまして弊社は保証致しかねます。

⑩上記システム利用の注意事項による一切の保証は致し兼ねますのでご理解の上ご利用下さい。

15. 会員規約

【厳守事項】

①当社のビジネスの勧誘を行う際、以下の事項を十分に説明して下さい。

- ・ 役務の種類、性能、品質、サービスに関する事項
- ・ 登録費や権利の利用など、取引の伴う特定負担
- ・ 契約の解除(クーリングオフを含む)

- ・ 取引によって得られる報酬(特定利益)
- ・ その他、相手方の判断に影響を及ぼす重要事項の説明

勧誘に際して、又は契約の解除を妨げるために上記の事項について、事実と異なることを告げると特定商取引に関する法律により罰せられます。

また、契約を締結させ、契約解除を妨げるため、相手方を威迫して困惑させること、または上記に挙げる負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに、公衆の出入りしない場所に誘い込み、相手方が自発的に離脱できない状況で勧誘を行うようなことは、同じく特定商取引に関する法律により罰せられます。

②勧誘する際は、当社の会員であること、当社のビジネスが特定商取引法に基づく連鎖販売取引であることを告げて下さい。

③勧誘する際は、当社のビジネス内容に不備がないよう説明し、申請者本人の同意のもと行って下さい。

【禁止事項】

- ①勧誘する目的であることや商品の説明を行わずに勧誘すること。
- ②勧誘に先立って氏名や商品の詳細を明らかにせずに勧誘すること。
- ③勧誘する目的であることを告げずに、公衆の出入りしない場所において勧誘・契約を行うこと。
- ④提供する役務の内容にて説明しなかったり、事実と異なる説明をしたりすること。
- ⑤ビジネスを始めるにあたって、会員登録、ボーナスの受給条件など、本人が負担する金額と種類、また会員が受給することの出来るボーナスの種類と金額について説明しない、あるいは事実と異なる説明をすること。
- ⑥会員を勧誘する際に、確実に儲かると断定的に相手に告げるなど、判断を誤らせる説明をすること。
- ⑦購入した商品の返品および会員登録の解除についての方法とその条件について、特に「クーリングオフ」についての権利と方法について説明しなかったり、事実と異なる説明をしたりすること。
- ⑧契約を締結させるためや、契約の解除を妨げようと相手を威迫し、困惑させる行為。
- ⑨会員登録しようとする方の判断に影響を及ぼす重要な事項について説明しないなど、事実と異なる言動をとること。
- ⑩長時間もしくは不適切な時間に勧誘、紹介、推薦活動を行うこと。
- ⑪会員が独自に、当社が所有する商標、商号を使用すること。
- ⑫特定商取引法、刑法、薬事法、消費者契約法等の関連法規に違反、または違反の疑いのある言動をとること。
- ⑬不特定多数の方を対象としてインターネットやメディアなどを利用した広告書面などを発表すること。
- ⑭当社以外の連鎖販売取引、およびその商品を当社の会員に勧めること。
- ⑮当社の許可なく、店頭やインターネットなどを利用して商品の転売をすること。
- ⑯当社および同業他社への誹謗中傷をおこなうこと。
- ⑰会員内でのトラブルにより当社に不利益をもたらすこと。

⑱第三者(会員である無しを問わず)に投資助言にあたる行為を認可を受けていないものが行うこと。

16. 各種変更に伴う手続き

・会員は登録情報に変更がある場合は、管理画面にて更新手続きを行って下さい。

・会員資格の譲渡、他人への名義変更は原則同一名義の法人・個人間のみ有効となり当社の許可が必要となります。

17. 会員資格の解除・喪失

(1)会員は、書面に登録情報(会員番号・氏名・住所・電話番号)と退会する旨を記入の上、当社へ提出(郵送またはFAX)することによりいつでも解約出来ます。尚、クーリングオフの場合は会員登録も同時に取り消しとなりますので、前記の書面の提出は必要ありません。

(2)6ヶ月連続で月額利用料の入金確認ができなかった場合かつ、7ヶ月目が非アクティブの場合、会員資格は喪失致します。

(3)以下に該当する場合は当社の判断で会員資格の喪失とします。

・当社の名誉を毀損し、また社会的信用を失わせる行為を行った場合。

・刑法・特定商取引に関する法律、薬事法等の関連法規に違反し、反社会的行為があった場合。

・健全なビジネスを営む上で当社が不適当・不利益と認めた場合。

・当社の定める禁止行為を行った場合。

・当社に偽の申告をした場合。

18. 支払い停止抗弁権の接続

会員はクレジットカードを利用して割賦販売法第2条第3項に規定する方法により商品の販売が行われた場合には、当社に対して生じている事由をもって、クレジット信販会社またはクレジットカードの発行会社に対し、支払を拒むことが出来ます(割賦販売法30条の4)。

19. 個人情報の取り扱い

(1)当社では、個人情報の保護について極めて重要なことと認識しており、会員のプライバシーを最大限に尊重し、その管理と保護を行い、継続的に改善・向上に努めます。

(2)個人を識別できる情報、および当核個人が購入した商品やサービス等の情報を「個人情報」と定義します。

(3)当社が把握しております会員の個人情報については下記のような目的で利用させていただきます。

・当社の商品、サービス、セミナー等の情報を提供するため。

・商品の発送、販売、マーケティング活動のため。

・宣伝物、印刷物の送付、営業活動のため。

(4)以下の場合には、会員登録が完了した後、会員番号、氏名、住所、電話番号、購入実績、返品履歴などの個人情報を第三者に提供する場合があります。

・紹介会員や同じグループ内の上位の会員に提供する場合。

・商品、サービス情報を提供する場合。

・裁判所、警察、またはこれに準じた権限を有する機関から書面での照会があった場合。

(5)会員は当社に登録したことで知り得た個人情報などを自己の責任において管理し、第三者に漏らしたり不当な目的のために利用してはいけません。

(6)会員から、自己の個人情報について開示、変更、追加、削除、または利用停止、消去、第三者提供の停止などの要望があった場合はこれに遅滞なく対応致します。

20. 管轄裁判所

何らかの事由で、会員との間で本契約に関する紛争が生じた場合、当社所在地の管轄する裁判所を所属管轄とします。

21. 確認事項

当社は、投資助言業(金融商品取引法第2条第8項第11号)、代理業(金融商品取引法第2条第8項第13号)は、行っておりません。

当社は、会員に事前に通知することなく、本規約の改定、プランの変更等を行うことが出来るものとします。会員は本契約においてこれらを承諾したものとします。

2023年12月25日 改定

株式会社グローバルイノベーション

〒060-0042

北海道札幌市中央区大通西9丁目1-1

キタコー大通公園ビル6階

【お問い合わせ】

info@ad2-pro.com

※メールにてお問合せ下さい

クーリングオフについて

契約書面を受領した日から20日間は、下記のとおり書面により無条件に契約を解除することができます。

【契約解除について】

※ 契約の解除(クーリングオフ)に伴う損害賠償や違約金の請求などは致しません。

※ クーリングオフがあった場合、商品代金および手数料は全額返金致します。

※ クーリングオフは書面を発信した日(消印日付)から効力が発生します。

※ 販売者から事実と異なることを告げられたり、威迫された事によりクーリングオフできなかった場合、改めてクーリングオフができる旨の書面を受領した日を含む、20日間はクーリングオフできます。

【お手続き】

※ ハガキに必要事項をご記入頂き、当社へ郵送してください(簡易書留での発送が確実です)。

※ 電磁的記録による通知も受け付けております。電子メールでクーリングオフを行う場合には、以下のアドレスにお送りください。
Info@ad2-pro.com

※ 確認ができ次第、速やかに登録口座へ返金致します(クーリングオフまでにボーナスが支払われている場合、返金金額から差し引かせて頂きます)。

記入例



切手 〒060-0042	クーリングオフ
北海道札幌市中央区 大通西9丁目1-1	契約日 会員番号 氏名 住所 電話番号 商品名 金額 上記申請を撤回し、 契約を解除します。
(株)グローバル イノベーション	